

(一社) 日本マリン事業協会支部開催イベントのガイドライン

(改定：令和5年2月21日)

2023年2月21日

(一社) 日本マリン事業協会

I. 主旨

本ガイドラインは、(一社) 日本マリン事業協会の支部が主催する「地域ボーション」と「ボートゲームフィッシング」等のイベント開催に関するガイドラインとする。

II. ガイドラインの考え方のポイント

令和5年2月10日付け事務連絡で内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長から各都道府県知事宛に、基本的対処方針の変更、イベントの開催制限、施設の使用制限等の係る留意事項等について提示されました。以下の内容については、その中から抜粋した資料となります。

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア)基本的対処方針三(5)1)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。特定都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベント(開催される施設等の種類を問わない。以下同様とする。)の開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①感染防止安全計画(以下、「安全計画」という。安全計画の概要等については、「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その10)」(令和5年2月10日事務連絡)を参照されたい。)を策定し、都道府県による確認を受けた場合

□ 人数上限10,000人かつ収容率の上限を100%とする。

□ さらに、別途定める対象者に対する全員検査(以下「対象者全員検査」という。対象者全員検査については「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和4年1月7日変更)における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」(令和4年1月7日事務連絡)等を参照されたい。)を実施した場合には、人数上限を収容定員までとすることを可能とする。

□ なお、対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限(緊急事態措置区域においては10,000人)を超える範囲の入場者とする。

②それ以外の場合

□ 人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%(大声あり。大声ありの定義等については1.(4)ウ.を参照されたい。)又は100%(大声なし)とする。

□ なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、特定都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人の距離の確保」、「マスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと等について、イベント主催者等に周知すること。

(2) 重点措置区域である都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア)基本的対処方針三(5)2)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

□ 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

②それ以外の場合

□ 人数上限5,000人かつ収容率の上限を50%(大声あり)又は100%(大声なし)とする。

□ なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと等について、イベント主催者等に周知すること。

また、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底や直行直帰の呼びかけ等を行うものとする。

(3) その他の都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア)基本的対処方針三(5)3)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。都道府県は、地域の実情に応じ、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベントの開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

①安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合

□ 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

②それ以外の場合

□ 人数上限5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。

□ この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストをイベント主催者等が作成・HP等で公表する。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、都道府県は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、イベント主催者等に対して強く働きかけること。また、当該地域で開催されるイベント等について、観客の広域的な移動やイベント等の前後の活動等で生じる感染拡大リスクを抑制するため、イベント等の前後の活動における基本的な感染対策の徹底等を行うものとする。

		安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の 区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率上限 (注2)	100%	
重点措置 区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし(注5)	原則要請なし(注5)
	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注6)	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
 (注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)
 (注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)
 (注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする
 (注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提
 (注5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
 (注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

イベント開催等における必要な感染防止策 別紙2

3月13日以降、イベント主催者等は出演者や参加者等に対して、必ずしも「マスク着用」を働きかける必要がなくなる。

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
1. イベント参加者の感染対策	
(1) 感染経路に応じた感染対策	
<p>① 飛沫感染対策</p> <p>☑ 適切なマスク(不織布マスクを推奨。以下同じ。)の正しい着用の周知・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。 <p>☐ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⊖ マスクを着用しない者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施 <ul style="list-style-type: none"> マスクを着用しない者の退場措置の事前準備・周知(チケット購入時の約款に明記等) 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底 ○ 入場ゲートの増設、開場時間の前倒し、時間差・分散退場の実施、密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築、交通機関との連携(駅付近の混雑度データを踏まえた増便等)による誘導 ○ 密になりやすい場所での二酸化炭素濃度測定器等を活用した混雑状況の把握・管理、マーキング、誘導員等の配置による誘導
<p>② エアロゾル感染対策</p> <p>☐ 機械換気による常時換気又は窓開け換気</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な換気量(一人当たり換気量30m³/時を目安)を確保するため、二酸化炭素濃度を概ね1,000ppm以下を目安(二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的) 機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開け 機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70% 屋外開催は除く <p>☑ 適切なマスクの正しい着用の周知・徹底【①と同様】</p> <p>☐ イベント会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各施設の設備に応じた換気 <ul style="list-style-type: none"> 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気 二酸化炭素濃度測定器による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス ⊖ マスクの着用及び距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照

※取消線部分は3月13日以降のイベントにおいて適用する内容

イベント開催等における必要な感染防止策 別紙2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
(1) 感染経路に応じた感染対策	
③接触感染対策 <input type="checkbox"/> イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施 <input type="checkbox"/> イベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）におけるイベント参加者間の適切な距離の確保【①と同様】	<input type="checkbox"/> 具体的な手洗場、アルコール等の手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施 <input type="checkbox"/> アナウンス等による手洗・手指消毒の呼びかけ <input type="checkbox"/> 距離の確保については、①飛沫感染対策の対策例を参照
(2) その他の感染対策	
④飲食時の感染対策 <input type="checkbox"/> 上記（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用等）の周知	<input type="checkbox"/> アナウンス等による飲食時の感染対策の呼びかけ <input type="checkbox"/> 飲食専用エリアの設置及び当該エリアでの飲食の推奨 <input type="checkbox"/> 飲食店に求められる感染対策等を踏まえた飲食専用エリアでの感染対策（身体的距離の確保等）
⑤イベント前の感染対策 <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ	<input type="checkbox"/> 体制構築の上、検温・検査の実施 <input type="checkbox"/> 発熱等の症状がある者の参加自粛を促すことができるキャンセルポリシーの整備

※取消線部分は3月13日以降のイベントにおいて適用する内容

イベント開催等における必要な感染防止策 別紙2

基本的な感染防止策	具体的な対策例 ※対策の例であり必須の取組ではないことに留意すること
2. 出演者やスタッフの感染対策	
⑥出演者やスタッフの感染対策 <input type="checkbox"/> 出演者やスタッフによる、練習時・本番等における上記（1）感染経路に応じた感染対策に加え、健康管理や必要に応じた検査等の実施 <input type="checkbox"/> 舞台と客席との適切な距離の確保など、出演者やスタッフから参加者に感染させないための対策の実施	<input type="checkbox"/> 日常から行う出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康アプリの活用等による健康管理 ・ 出演者やスタッフの必要に応じた検査の実施 ・ 発熱等の症状がある者は出演・練習を控える ・ 練習時やその前後の活動等における適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフの関係者間の適切な距離確保、換気等 <input type="checkbox"/> 本番及びその前後の活動における出演者やスタッフの感染対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 控室等における換気やマスク着用の徹底、三密の回避 ・ 舞台上等でのマスク着用の有無に応じた演者間の適切な距離の確保 ・ 本番前後でのマスクの適切な着用 ・ イベント前後を含めた1.（2）④飲食時の感染対策の徹底の呼びかけ <input type="checkbox"/> ステージと観客席間の適切な距離の確保、出演者やスタッフ及び観客双方への感染対策の周知

*取消線分は3月13日以降のイベントにおいて適用する内容

尚、本ガイドラインの内容は、今後の対処方法の変更の他、新型コロナウイルスの感染地域における動向や専門家の意見等を踏まえ、必要に応じて適時改訂を行うものとします。

以下Ⅲについての「地域ボートショー」と「ボートゲームフィッシング」については、上記お祭り、野外フェスタ等に準じる。またボート内覧や試乗会・体験試乗、BGF 屋内表彰式については、上記展示会等に準じます。

Ⅲ. 地域ボートショー「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドライン

①管轄都道府県の「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドラインの方針に従う。

- ・管轄の都道府県の感染防止ガイドラインに応じて判断する。
- ・開催や実施にあたっては、早い段階で開催地や施設が所在する都道府県のイベント担当課やコロナ対策部署等への御相談をお願いします。
- ・三つの密を避けること、人と人との距離の確保、マスクの着用（3月13日以降開催イベントでは見直し）と十分な喚起に基づく行動を取入れる。
- ・来場者へは、管轄地方自治体の方針を踏まえ開催時期前のマスク着用率を見てマスク着用推奨を表示するかしないか別途判断できることとする。

②地域ボートショー関係者（主催者・出展関係者）の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」

- ・日常の健康管理と対処方針
開催前7日及び開催期間における以下の事項を確認し、当日熱がある方及び管轄行政の陽性者自宅療養解除基準でない方は来場をお断りします。
主催者・出展者は、各関係者の健康管理をおこなう。
- ・ボートショー関係者は、マスクの常時着用と入口・施設内での手洗いや手指消毒の励行と周知徹底をおこなう。（搬入・開催期間中・搬出）
- ・休憩、昼食等注意と管理
屋内会議室等の場合、目安として定員以内（できれば80%）の人数で隣と適切な距離で利用する。
また窓がある場合は窓を開けて換気をする。
屋外の場合は、十分な間隔をとる。（できれば1m）

③ボートショー運営・管理に関する感染防止対策

（準備）

- ・準備、撤収作業で密にならない工夫
イベントの準備作業と撤収作業は時間帯をずらす、マスク着用と人と十分な間隔をとる。
- ・各テント設置は、隣のテントとの十分な距離をとり、換気をよくする。
- ・イベントの席は、適切な距離をとる。
- ・受付や各テント内イベント、展示艇等への順番待ちでは、人と十分な間隔がとれるようにする。距離を置いて並べるよう目印の設置をおこなう。
- ・ピークの時間帯は、十分な間隔（できれば1m）がとれるようにする。確保できない場合は、入場制限がかけられるよう整理券の配布等検討する。
- ・アルコール等の手指消毒剤と置き場所を事前に決定しておく。
- ・イベントHPでお客様へご協力事項（Ⅲ.④に記載）を事前に告知する。
- ・参加申込書や各種イベントコーナーの申込書がイベントHPからダウンロードできるようにする。
- ・お客様へのお願い事項はボートショーHPや会場で掲示する。

（運営 本部・各社・試乗会・体験試乗・各種セミナー等における受付対応について）

- ・スタッフ、関係者はマスクの着用をおこなう。
- ・受付は、できればビニールカーテン等の対策を推奨する。
- ・受付テントは、換気をよくする。
- ・受付には、アルコール等の手指消毒剤の設置と受付表の筆記具の定期的な清掃をおこなう。

- ・受付時の順番待ちで人との間隔（できれば1 m）がとれるよう目印を設置や誘導をおこなう。
- ・入場制限がある場合は整理券を発行する。

（運営 棧橋の対応について）

- ・棧橋内の通行方法は可能な限り対面にならないようにする。
- ・棧橋でピークの時間帯で人との間隔（できれば1 m）がとれない場合に、入場制限をおこなう。また入場制限がかけられるよう整理券の配布等を検討する。入場制限に関しては事前にHP等で告知する。

（運営 展示艇・試乗艇・体験試乗の対応について）

- ・展示艇・試乗艇への順番待ちでは、人と十分な間隔がとれるようにする。距離をおいて並べるよう目印の設置や誘導等をおこなう。
- ・展示艇/試乗艇のハンドルやレール、椅子等の定期的清掃をおこなう。またアルコール等の手指消毒剤の設置をおこなう。
- ・展示艇の見学時間/見学者者の制限をおこなう。HP等で事前告知 目安として定員以内（できれば定員の80%）とできれば1隻15分程度の見学とする。
- ・展示艇・試乗艇のキャビン内は、窓を開けて 人と適切な間隔がとれる人数とする。
- ・試乗艇、無料体験免許他は原則として事前予約とし、乗船人数の目安は上記展示艇事項を参考にする。

（運営 各種セミナー等の対応について）

- ・各種セミナー等の順番待ちでは、人と適切な間隔がとれるようにする。距離をおいて並べるよう目印の設置をおこなう。
- ・各種セミナー等の椅子等の間隔（できれば1 m）をあける。

④BS「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」として、お客様（来場者）に協力を要請する事項
以下のお客様へのお願い事項を事前にHP等で告知する、また会場のお客様へのお願い事項の配布と主要な場所に同内容の掲示をすることで感染防止策を実行する。

- ・当日熱がある方及び管轄行政の陽性者自宅療養解除基準でない方は来場をお断りします。
- ・展示艇内の見学時間・見学数の制限、棧橋入場制限のご理解と待ち列の人との距離をとっていただく。
- ・感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。

IV. ボートゲームフィッシング「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドライン

①上記Ⅲ.①管轄都道府県の「新型コロナウイルス感染症」感染拡大防止ガイドラインの方針に従う。

②上記Ⅲ.②ボートショー関係者の「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」に準じる。

③ボートゲームフィッシング運営・管理に関する感染防止対策

（準備）

- ・準備、撤収作業で密にならない工夫
イベントの準備作業と撤収作業は時間帯をずらす、関係者はマスク着用と人と適切な間隔をとる。
- ・各テント設置は、隣のテントと適切な距離をとり、換気をよくする。
- ・イベントの席の距離は適切な間隔をとる。
- ・受付と検量への順番待ちでは、人と適切な間隔（できれば1 m）がとれるようにする。できれば距離をおいて並べるよう目印の設置をおこなう。

- ・アルコール等の手指消毒剤と置き場所を事前に決定しておく。
- ・イベント HP でお客様へご協力事項（4.記載）は、事前・本番会場で告知する。

(運営 帰着申告・検量の対応について)

- ・スタッフ、関係者のマスクを着用する。
- ・受付ではビニールカーテン等の対応を推奨する。
- ・受付テントは、換気をよくする。
- ・受付には、アルコール等の手指消毒剤の設置と筆記具の定期的な清掃をおこなう。
- ・検量時に人と適切な間隔（できれば1 m）がとれるよう順番待ちの目印の設置。

(運営 表彰式等の対応について)

- ・表彰式には、人と適切な間隔（できれば1 m）がとれるようにする。大声をださない。
- ・表彰式は、密にならない工夫をおこなう。
- ・各事項が遵守されているか定期的に確認ができる体制をとる。

④「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策」として、お客様（来場者）に協力を要請する事項
事前に以下の内容をHP等で告知することと会場での掲示をおこなう。

- ・当日熱がある方及び管轄行政の陽性者自宅療養解除基準でない方は来場をお断りします。
- ・こまめな手洗いとアルコール等による手指の消毒をおこなう。
- ・人と適切な間隔をとる（できれば1 m）
- ・感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。

V. 全般的な事項について

- ・感染防止のため主催者が実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を管轄行政のチェックリストで整理する。
- ・障がい者や高齢者など利用者の特性にも配慮する。
- ・各事項が遵守されているか会場内を定期的に巡回・確認ができる体制をとる。
- ・マリーナのロビー他施設で密にならないよう工夫する。
- ・室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、テーブル、イス等）については、こまめに消毒すること
- ・ごみを廃棄する際に、鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用し、脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する